

平成29年第6回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成29年6月23日(金) 午後3時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	志 村 喜光
	3 番	西 村 恒男
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	6 番	萩 原 剛
	7 番	葛 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	9 番	小 林 恒雄
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	20 番	小 林 信保
	21 番	金 井 信

1 互礼

2 開会

ただいまから第6回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

皆さんこんにちは。まだ、2名ほど遅れて来る方がいるようでございますけれども、総会を開会したいと思います。

本日は、平成29年第6回大月市農業委員会委員総会を開催致しましたところ、農繁期等の諸事ご多用の中、繰り合わせご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、相変わらず30℃を超える真夏日が続き、異常乾燥の中、先日は久しぶりにまとまった雨、恵みの雨であります。夕方になるとバケツやジョウロに水道水を汲み、野菜に水をやる光景が多く見られ、しかも高齢者が多いと大変な労力であります。これまで、あまり見たこともないジャガイモへの水やり等、全ての農作物に水を与えなければならないような日照り続き、水道近くの畑、水路近くの畑が羨ましい。言い換えれば野菜畑は水路等に面したところであれば耕作が大変であります。また、畑灌を設置することも、これも費用面で大変なことであります。順調な四季折々の気候が懐かしいそんな時代になってまいりました。厚い最中の農作業が続きます。健康管理にはくれぐれも配意されまして、間違いのないようご祈念を申し上げます。

本日の案件は、農地法第3条案件が2件、4条案件が1件、5条案件が1件であります。本総会がスムーズに進行されますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

4 開会宣言

宮咲会長

本日は遅れて来る方2名でございますけれども、全員出席というようにことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に示された定足数を満たしておりますので本総会の成立を宣告致します。

5 議長選出

事務局

大月市農業委員会会議規約第3条に基づき議長を会長にお願いします。

6 議事録署名委員の指名

議長

14番 渡邊 克典委員 15番 天野 千明委員を指名する。

7 議案審議

議長

日程第7、これより議案審議を行います。議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。次のとおり許可申請があったので審議を求める。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第1の2の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について担当委員の説明を求めます。

宮咲委員

これは私の案件ですので説明を申し上げます。

議案第14号、申請番号1について説明致します。資料は1頁にあります。写真は4頁をご覧いただきたいと思います。それでは、説明致します。権利種別は所有権の移転であります。

申請地は、大月市〇〇町〇〇〇字〇〇、地番×××-×、登記簿畑、現況畑、農用地11㎡。2番以下は小字まで同一としまして、地番から読み上げさせていただきます。地番×××-×。登記簿畑、現況畑、農用地外13㎡。地番514-1、登記簿畑、現況畑、農用地214㎡。地番×××-×、登記簿畑、現況畑、農用地79㎡。地番×××-×、登記簿畑、現況畑、農用地外189㎡。地番×××-×、登記簿田、現況畑、農用地外174㎡。地番×××-×、登記簿田、現況畑、農用地外14㎡。地番×××-×、登記簿田、現況畑、農用地外135㎡。地番×××-×、登記簿田、現況畑、農用地外151㎡。地番×××-×、登記簿田、現況畑、農用地外5.12㎡。登記簿地目畑が5筆、506㎡、田が5筆で479.12㎡、合計10筆で面積は985.12㎡でございます。

譲受人は大月市〇〇町〇〇〇××番地、●●●●であります。譲受人は大月市〇〇町〇〇〇×場bつ×番地×、●●●●です。申請事由は、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地は地図を見ていただきたいですが、国道20号線〇〇〇地内の●●●●先を左折、市道〇〇〇線の東側に位置し、南面は農道〇〇〇線とJR中央線、北面と東面は農道〇〇と田んぼ、西面は住宅で、初狩小学校から半径500m以内の小集団の第2種農地であります。現況は4頁の写真のとおり耕作されております。

譲受人の●●●●氏は農家世帯の×代目に当たり、自身では農地は所有しておりませんが、祖父の●●氏が〇〇〇字〇〇に田を81㎡、〇〇字〇〇〇に畑1,054㎡を所有しております。但し、〇〇〇の畑については山林化していて、農地として使用することは困難な状況です。本来ですと却下すべき事例ではありますが、父の●●氏が笹子川河川敷を山梨県から水田として6,294.4㎡の占用許可を受け、●●を耕作していますので、農家世帯の要件は満たされております。祖父は93歳、父は70歳を超えていることから×代目の●●氏が農業を引き継ぎ、新たに申請地を取得し野菜等の作付をしたいとのことです。

営農計画によりますと労働力は父親と譲受人の2人で、農作業従事日数は200日を予定し、水稻6,395㎡、野菜類985㎡の耕作をおこなうとのことです。大農機具はトラクター1台、耕運機1台を所有

しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 　　ただいま説明致しましたが、質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、許可に賛成の方は挙手願ひます。

はい、ありがとうございました。全会一致で許可と決定します。

続きまして、議案第14号、申請番号2について担当委員の説明を求めます。小俣昭男委員をご指名致します。

小俣委員 　　議案第14号、申請番号2について説明を致します。

申請地は〇〇町〇〇字〇〇〇、地番×××番×、地目畑、面積は815㎡同じく839番1、地目畑、面積は480㎡、合計2筆で1,295㎡であります。

貸付人につきましては●●●●、住所は東京都〇〇区〇〇〇〇×丁目××の××シ●●●●●●×××、借受人は●●●、住所は大月市〇〇町〇〇×××番地です。

申請地の地図がありますのでご覧いただきたい。4頁を見ますと分かり易いので、これは〇〇町ります●●●●●●●●の入口のところですね、まっすぐ行けば国道20号線ですけど右折すると●●●●●と、途中がやや狭いですが登り坂になっておりまして道がございませぬ。その道を上ってご覧の斜線部分が申請地です。写真が次の頁にあります、20日の日に●●君と一緒に現地調査に行つて参りました。7頁の写真を見ていただきますと●●君が耕作している写真です。左が畑で右が田んぼです。

借受人の●●●さんは〇〇で大●●●という●●●●を営んでおりますが、農地も自宅のある〇〇町〇〇に約1,000㎡を所有し、7頁の写真のとおり野菜類を501㎡、水田を487㎡耕作しております。貸付人の●●●●さんとは●●●の●●を任されている関係にあります。●●さんが都内在住者で耕作ができないため、日当たり、土質もよい農地であることから、●●さんが借受け、ジャガイモ、玉ネギ等を作付し農業経営の拡大を図りたいとのこと。自己所有地が988㎡、今回借受ける農地が1,295㎡、合わせますと2,283㎡になり農業者の要件も満たしております。大農機具は所有しておりませぬが十分に農業経験もあり許可相当と考えますがご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 　　ただいま説明が終わりました。小俣委員ご苦勞様でした。
　　ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

（異議なしの声）

異議なしの声がありますので採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。はい、ありがとうございました。全会一致で許可と決定致します。

続きまして議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。次のとおり許可申請があったので審議を求める。農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について、担当委員の説明を求めます。小林良次委員お願い致します。

小林委員 　　議案第15号、申請番号1について、説明致します。

申請地は〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番××××の×、地目田、現況宅地、面積は200㎡です。申請人は●●●●、住所は大月市〇〇町〇〇〇×××番地です。転用目的は宅地です。地図は9頁、10頁を開いてもらいたいと思います。9頁ですけど、申請地は国道20号線●●●●から笹子方面に向かって約300mの地点に位置する第2種農地になります。

申請理由は、昭和30年ごろに農地法の許可を得ることを知らずに工場を建築したということで追認の申請になります。10ページの写真をご覧ください。住宅と工場が一体となった構造になっております。始末書がありますので、朗読します。

この度、私儀農地法第4条の規定による許可申請をお願いいたしました。本申請は平成29年5月に測量・分筆登記を行いました。本申請地の西側に昭和11年亡父が住宅を建築しました。その後昭和28年頃機織工場を増築しました。昭和62年に父は他界しており、現在は機織工場も閉めておりますが、その増築した部分及び庭が農地とは知らず使用してしまいました。

今年3月ごろ、地元農業委員の方から自分ですが、ご指摘を受け、今回の申請に至っております。現在までこの事実気がつかず、農地を使用してしまったことは誠に申し訳なく思います。つきましては、許可になった後、早急に地目変更の手続きを進めたいと思いますので、今回のことはご寛大なる

農業委員会委員総会において、議案第30号農業振興地域整備計画の変更計画に対し意見を求める件で農振農用地から除外の許可を得た土地であります。今回、この許可に基づき農地法第5条の追認の申請を行うものであります。藤本氏は知らなかったというか、勉強不足で今まで延ばしていたということのようでございます。

13頁の写真を見てもらうと左側が松浦さんのお宅で、右側が今回申請のところです、もう、こんなにキュウイフルーツですか、でかくなるまでうちやっという事で申し訳なかったとうことで始末書が出ております。朗読させていただきます。

上記土地は登記簿上、田となっておりますが、隣地×××番×及び同番×に叔母が居住しており、何年か前に既に本土地を叔母の夫 ●●●●様に売り渡し、同人が南側部分は住宅への進入路とし、東側部分はプレハブの物置を設置し、全体を買主の敷地の延長として使用しています。

今般、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域から除外されたので、遅ればせながら農地法第5条の規定による許可申請を行うに際し、勝手に農地転用をさせてしまったことを深く謝罪し、今後このような違反転用がないことを確約いたします。

以上のように始末書が出ておりますが、この案件について、書類審査及び現地調査を行ったところ、許可が相当ではないかと考えます。ご審議の程よろしく願います。

議長 はい、ご苦労様でした。二点ほどお伺いしたいですが、隣地の同意書はあるんですか。後は農振の適用除外申請をやって、既に除外になっているということですね。この理由のために除外の許可になったので申請をするということですね。

小林委員 はい。

議長 はい、分かりました。それでは、ただいま担当委員の説明が終了しました。小林委員ご苦労様でした。ただいまの説明に対し何か質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、早速採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致

します。

8 報告事項

議 長 次は日程第8、報告事項を議題と致します。転用確認証明交付に対する報告。事務局より報告願います。

事 務 局 それでは、14頁をご覧ください。併せて15ページに写真がございますのでご覧いただきたいと思ます。

転用確認証明交付について報告致します。所在地は〇〇町〇〇字〇〇、地番は×××の×、地目は×、現況は雑種地になっています。地積は52㎡です。申請者は東京都〇〇〇区〇〇〇×丁目×番×号、●●●●●●●●●●株式会社 代表執行役●●●●●です。許可年月日は平成29年5月15日、許可番号は富士東部農務の第×の×の××号になります。転用目的は農地拡張、交付年月日は平成29年6月9日ということで報告致します。

議 長 報告事項の説明が終了致しました。何かこの件について質問がございますか。ないようでしたら次に移ります。日程第9、その他を議題と致します。事務局より何かございますか。

議 長 それでは他にないようでしたら、質疑を打ち切ります。
本日の全日程を終了します。職務代理より閉会宣告をお願いします。

職務代理 平成29年第6回大月市農業委員会委員総会を閉会と致します。
お疲れ様でした。